

工事成績評定要領の一部改正

工事成績評定要領（平成20年3月31日付第200700200927号鳥取県行政監察監通知）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線ように改正する。

改正後	改正前
<p>(成績評定の方法)</p> <p>第5 成績評定は、検査規程第7条第1項に規定する建設工事検査基準により実施した検査を基に次により行うものとする。</p> <p>1 請負対象設計金額が1,500万円以上の一般土木工事</p> <p>ア 略</p> <p>イ アを作成する際の考査項目の項目別評定点の算出は、「工事成績評定の考査項目別運用表」(様式土3-1①～土3-1④、土3-3、土3-4、土3-5(1)～土3-5<u>(30)</u>、土3-6①～土3-6⑥、土3-7①～土3-7③及び土3-8により行うものとする。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>(成績評定の方法)</p> <p>第5 成績評定は、検査規程第7条第1項に規定する建設工事検査基準により実施した検査を基に次により行うものとする。</p> <p>1 請負対象設計金額が1,500万円以上の一般土木工事</p> <p>ア 略</p> <p>イ アを作成する際の考査項目の項目別評定点の算出は、「工事成績評定の考査項目別運用表」(様式土3-1①～土3-1④、土3-3、土3-4、土3-5(1)～土3-5<u>(28)</u>、土3-6①～土3-6⑥、土3-7①～土3-7③及び土3-8により行うものとする。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>2～6 略</p>

また、「工事成績評定の様式一覧表（一般土木工事関係）」及び「工事成績評定の考査項目別運用表」の一部を別表のとおり改正する。

附 則（平成29年12月1日第201700215735号）

この改正は、平成29年12月1日から施行し、平成30年1月1日以降に行う工事検査から適用する。